

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

亀山市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

亀山市では「亀山市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」および「亀山市特定個人情報の取扱いに関する行動指針」を定めており、特定個人情報については本方針に基づき適正な取扱いを行っている。国民健康保険事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

亀山市長

公表日

令和7年8月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>・国民健康保険法、地方税法、その他の国民健康保険に関する法令及び条例に基づき、国民健康保険に関する事務を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、国民健康保険法、地方税法、その他の国民健康保険に関する法令及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。</p> <ul style="list-style-type: none">①国民健康保険被保険者資格の管理②納入通知書による国民健康保険税額の通知③国民健康保険に係わる証明書の発行④国民健康保険者台帳の照会⑤高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等の支給⑥国保連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引継業務⑦情報提供に必要な情報を「副本」として保持する。⑧オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">①国民健康保険システム②統合宛名システム③中間サーバ④国保総合(情報集約)システム(国保総合システムおよび国保情報集約システム)⑤住民基本台帳ネットワークシステム⑥医療保険者等向け中間サーバ等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第一の30の項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項等および同法第113条の3

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 実施する</div> <div style="text-align: right;">2) 実施しない</div> <div style="text-align: right;">3) 未定</div> [実施する]
②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(43の項) (別表第二における情報提供の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項) ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項) ・第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(9、12、15、17、22、78、88、97、106、109、120の項) <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民文化部市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務財政部財務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5025
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民文化部市民課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5006
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。また、手作業が介在する際には、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	パスワードにより、システムへのアクセスが可能な職員は限定されているとともに、離席時のログアウト徹底し、他者が利用することができないように対策を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月31日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	国民健康保険事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制をチェックシートを用いて確認することとしている。	亀山市では「亀山市特定個人情報等の安全管理」に関する基本方針」および「亀山市特定個人情報の取扱いに関する行動指針」を定めており、特定個人情報については基本方針に基づき適正な取り扱いを行っている。 国民健康保険事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。	事前	
平成29年3月31日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例に基づき、国民健康保険税(料)の賦課徴収とそれに関する調査を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。 ①国民健康保険被保険者資格の管理 ②納入通知書による国民健康保険税(料)額の通知 ③国民健康保険に係る証明書の発行 ④国民健康保険者台帳の照会 ⑤情報提供に必要な情報を「副本」として保持する	・国民健康保険法、地方税法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例に基づき、国民健康保険税の賦課徴収とそれに関する調査を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。 ①国民健康保険被保険者資格の管理 ②納入通知書による国民健康保険税額の通知 ③国民健康保険に係る証明書の発行 ④国民健康保険者台帳の照会 ⑤高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等の支給 ⑥国保連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引継業務 ⑦情報提供に必要な情報を「副本」として保持	事前	
平成29年3月31日	I-1 ③システムの名称	国民健康保険システム・中間サーバ	①国民健康保険システム ②中間サーバ ③国保総合(情報集約)システム(次期国保総合システムおよび国保情報集約システム)	事前	
平成29年3月31日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30の項	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項等および同法第113条の3	事前	
平成29年3月31日	I-5 ②所属長	市民文化部長 石井敏行	市民文化部長 桜井伸仁	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年3月31日	I-7 請求先	企画総務部人事情報室 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5031	企画総務部総務法制室 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5033	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年3月31日	II-1 いつ時点の計数か	平成26年12月18日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新
平成29年3月31日	II-2 いつ時点の計数か	平成26年12月18日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新
平成29年7月18日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	国民健康保険事務	国民健康保険に関する事務	事後	
平成29年7月18日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・国民健康保険法、地方税法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例に基づき、国民健康保険税の賦課徴収とそれに関する調査を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、国民健康保険法、その他の国民健康保険に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。 ①国民健康保険被保険者資格の管理 ②納入通知書による国民健康保険税額の通知 ③国民健康保険に係る証明書の発行 ④国民健康保険者台帳の照会 ⑤高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等の支給 ⑥国保連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引継業務 ⑦情報提供に必要な情報を「副本」として保持する	・国民健康保険法、地方税法、その他の国民健康保険に関する法令及び条例に基づき、国民健康保険に関する事務を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、国民健康保険法、地方税法、その他の国民健康保険に関する法令及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。 ①国民健康保険被保険者資格の管理 ②納入通知書による国民健康保険税額の通知 ③国民健康保険に係る証明書の発行 ④国民健康保険者台帳の照会 ⑤高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等の支給 ⑥国保連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引継業務 ⑦情報提供に必要な情報を「副本」として保持する	事後	
平成29年7月18日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの概要	①国民健康保険システム ②統合宛名システム ③国保総合(情報集約)システム(次期国保総合システムおよび国保情報集約システム)	①国民健康保険システム ②統合宛名システム ③中間サーバ ④国保総合(情報集約)システム(次期国保総合システムおよび国保情報集約システム)	事前	
平成29年7月18日	2. 特定個人情報ファイル名	国民健康保険情報ファイル	国民健康保険情報ファイル、統合宛名ファイル	事後	重要な変更
平成29年7月18日	4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の42の項	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(42の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長又は国民健康保険組合」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(43の項)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月18日	4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の42の項	(別表第二における情報提供の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらに法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるものが含まれる項(27の項) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項) ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項) ・第三欄(情報提供者)が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(9、12、15、17、22、78、88、97、106、109、120の項)	事前	
平成30年6月22日	I-5 ①部署	市民文化部保険年金室	生活文化部市民課	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年6月22日	I-5 ②所属長	市民文化部保険年金室長 桜井伸仁	市民課長	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年6月22日	I-7 請求先	企画総務部総務法制室 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5033	総合政策部総務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5032	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年6月22日	I-8 連絡先	市民文化部保険年金室 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5006	生活文化部市民課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5006	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年6月22日	II-1 評価対象の事務の対象数は	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新
平成30年6月22日	II-1 いつ時点の計数か	平成29年3月1日 時点	平成30年5月1日 時点	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新
平成30年6月22日	II-2 いつ時点の計数か	平成29年3月1日 時点	平成30年5月1日 時点	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新
平成30年6月22日	I-1 ③システムの名称	④国保総合(情報集約)システム(次期国保総合システムおよび国保情報集約システム) ⑤住民基本台帳ネットワークシステム	④国保総合(情報集約)システム(国保総合システムおよび国保情報集約システム) ⑤住民基本台帳ネットワークシステム	事後	
令和1年5月24日	II-1 いつ時点の計数か	平成30年5月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新
令和1年5月24日	II-2 いつ時点の計数か	平成30年5月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新
令和1年5月24日	IV リスク対策	(記載項目なし)	様式変更による項目の追加	事後	
令和2年4月30日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・国民健康保険法、地方税法、その他の国民健康保険に関する法令及び条例に基づき、国民健康保険に関する事務を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、国民健康保険法、地方税法、その他の国民健康保険に関する法令及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。 ①国民健康保険被保険者資格の管理 ②納入通知書による国民健康保険税額の通知 ③国民健康保険に係る証明書の発行 ④国民健康保険者台帳の照会 ⑤高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等の支給 ⑥国保連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引継業務 ⑦情報提供に必要な情報を「副本」として保持する	・国民健康保険法、地方税法、その他の国民健康保険に関する法令及び条例に基づき、国民健康保険に関する事務を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、国民健康保険法、地方税法、その他の国民健康保険に関する法令及び条例の規定に従い、次の事務に利用している。 ①国民健康保険被保険者資格の管理 ②納入通知書による国民健康保険税額の通知 ③国民健康保険に係る証明書の発行 ④国民健康保険者台帳の照会 ⑤高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等の支給 ⑥国保連合会で実施する療養給付の審査・支払等に付随する資格継続業務と高額該当の引継業務 ⑦情報提供に必要な情報を「副本」として保持する ⑧オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の	事前	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備
令和2年4月30日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの概要	①国民健康保険システム ②統合宛名システム ③中間サーバ ④国保総合(情報集約)システム(国保総合システムおよび国保情報集約システム) ⑤住民基本台帳ネットワークシステム	①国民健康保険システム ②統合宛名システム ③中間サーバ ④国保総合(情報集約)システム(国保総合システムおよび国保情報集約システム) ⑤住民基本台帳ネットワークシステム ⑥医療保険者等向け中間サーバ等	事前	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備
令和2年4月30日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項等および同法第113条の3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第一の30の項 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項等および同法第113条の3	事前	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備

